

前橋市緑の基本計画改定支援業務委託
事業者選定審査委員会設置要綱

（目的）

第1条 前橋市緑の基本計画改定支援業務の実施に関して、適正かつ公平に審査を実施するため、前橋市緑の基本計画改定支援業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）前橋市緑の基本計画改定支援業務の審査に関すること。
- （2）その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 審査委員会は、外部有識者を含む委員5名をもって構成する。

- 2 審査委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 審査委員会の委員長及び副委員長は、本市が指定する。
- 4 委員の任期は審査委員会の業務終了時までとする。

（会議）

第4条 審査委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 審査委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

（意見聴取）

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、前橋市緑の基本計画改定支援業務企画提案に応募しようとする者に対し便宜供与等を図ってはならない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

4 委員が審査対象者と利害関係を有すると認められる場合は、当該審査に加わることができない。

（審査結果の公表等）

第7条 審査委員会は、非公開とする。

2 審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表する事項、時期等を自ら決定し、公表することができる。

（事務局）

第8条 審査委員会の事務局は、建設部公園緑地課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。